

序 章 弥富市バリアフリー基本構想の概要

1 バリアフリー基本構想策定の背景と目的

■背景

我が国の高齢化は、急速な勢いで進行しています。弥富市も例外ではなく、65歳以上の高齢者の人口は、令和7（2025）年には、11,637人、令和22（2040）年には、13,055人と推計されており、高齢化率は令和7（2025）年には26.4%、令和22（2040）年には31.4%への上昇が見込まれています。

また、障がいのある方が障がいのない方と同じように生活し、活動できる社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念の下、障がいの有無に関わらずだれもが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現が求められています。

さらに、身体状況や年齢、性別、国籍などを問わず、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの理念が浸透し、だれもが安全・安心、快適に暮らせる環境づくりが求められています。

■目的

本市においてもバリアフリーの現状や、高齢者や障がいのある方等関係者のバリアフリーに関するアンケートやヒアリング調査、タウンウォッチング等を通じて「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律（改正バリアフリー法）」に基づいた、「弥富市バリアフリー基本構想」の策定を行い、バリアフリーのまちづくりを推進することを目的とします。

2 バリアフリー基本構想策定の必要性

地域における高齢者や障がいのある方等の自立した日常生活及び社会生活を確保するためには、日常生活や社会生活において利用する旅客施設、建築物等の生活関連施設及びこれらの間の経路を構成する道路や駅前広場等の施設について、一体的に移動等円滑化が図られていることが重要です。

特に、現在の弥富駅周辺エリアにおいては、歩道が未整備の状態であることに加え、JR・名鉄弥富駅の東西にある踏切道では、歩車分離がなされておらず、朝夕のラッシュ時には歩行者、自転車、自動車が錯綜し、大変危険な状態になっています。

また、高齢者や障がいのある方等が安心・安全に移動できない状況になっていることから、JR・名鉄弥富駅の自由通路や駅前広場の交通結節点整備などに加え、駅周辺の一体的な再編に向けたまちづくりの検討も同時に進めており、本市の玄関口にふさわしい整備を行っていくことが求められています。

以上のことを踏まえ、生活関連施設を結ぶ生活関連経路の面的・一体的なバリアフリー化を図り、高齢者や障がいのある方等が安心して快適に歩いて暮らせるまちづくりを推進していくため、バリアフリー基本構想の策定が必要です。

加えて、策定を進める上で、バリアフリー化に関する市民ニーズや現状を把握するために、市民アンケート、障がいのある方・高齢者団体等へのヒアリング調査を行う必要があります。

3 バリアフリー法の概要

平成 18（2006）年 12 月に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関する法律」（通称「バリアフリー法」）が施行されました。

「バリアフリー法」は、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（通称「ハートビル法」）（平成 6（1994）年施行）と「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（通称「交通バリアフリー法」）（平成 12（2000）年施行）が一体となった法律であり、施設とその移動経路、移動手段を一体的、総合的にバリアフリー施策を推進することが位置づけられています。

この法律によって、ハード、ソフトの施策を充実させ、高齢者や障がいのある方等を含む全ての人が暮らしやすいユニバーサル社会の実現を目指しています。

バリアフリー法から盛り込まれた内容は、以下のとおりです。

■対象者の拡充

身体障害者のみならず、知的・精神・発達障害など、すべての障害者を対象

■対象施設の拡充

これまでの建築物、公共交通機関及び道路に加え、路外駐車場、都市公園、福祉タクシーを追加

■基本構想制度の拡充

バリアフリー化を重点的に進める対象エリアについて、旅客施設を含まない地域まで拡充

■基本構想策定の際の当事者参加

基本構想策定時の協議会制度を法定化。また、住民などからの基本構想の作成提案制度を創設

■ソフト施策の充実

関係者と協力してバリアフリー施策の持続的・段階的な発展を目指す「スパイラルアップ」を導入

また、国民一人ひとりが高齢者や障害者などが感じている困難を自らの問題として認識する「心のバリアフリー」を促進

資料：国土交通省 HP

バリアフリー等に関する我が国及び愛知県の法制度の経緯は、以下のとおりです。

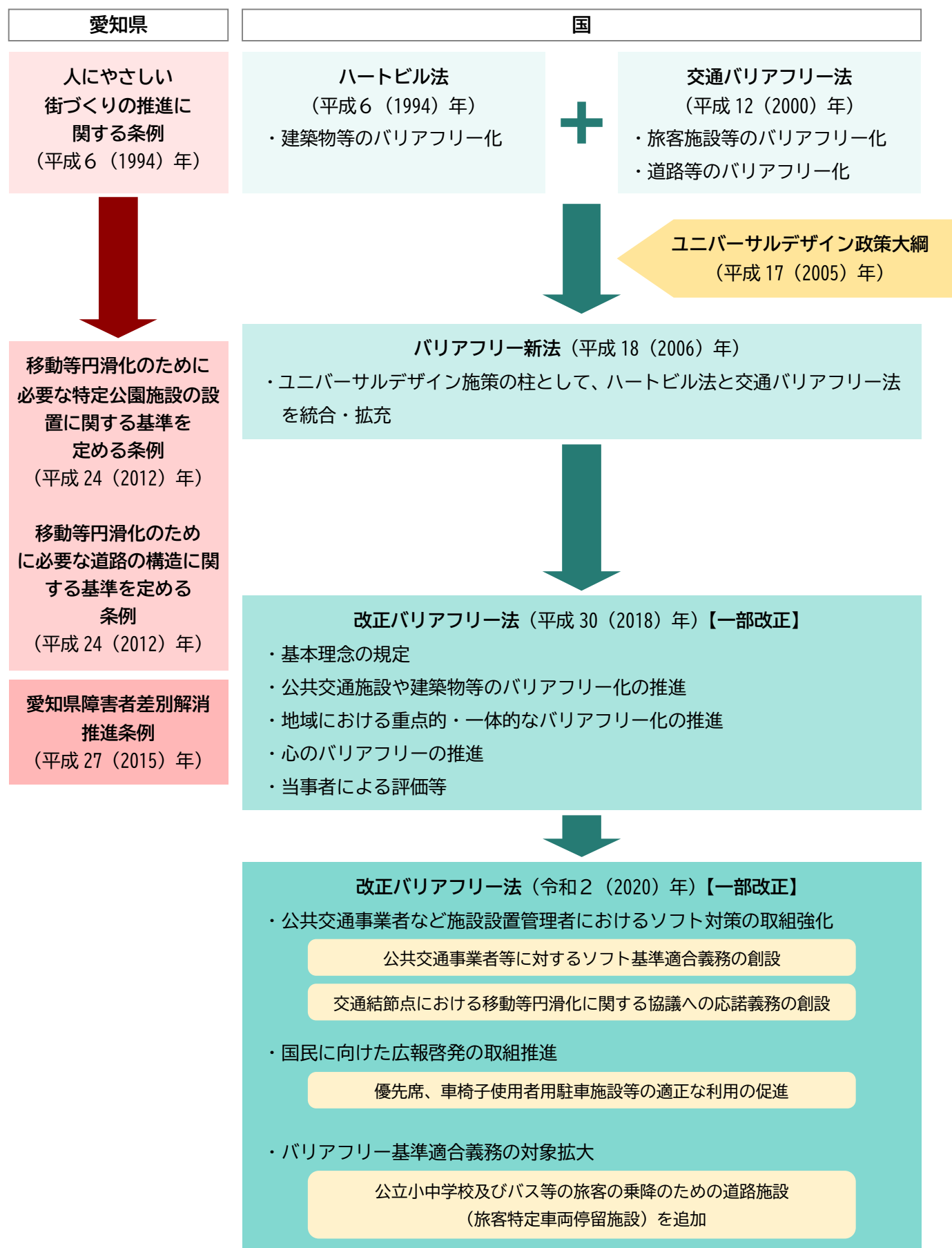


図 バリアフリー等に関する法制度の経緯

バリアフリー基本構想とは

旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集積している地区において、公共交通機関、道路、路外駐車場、都市公園、建築物等のバリアフリー化を重点的・一体的に推進するために、市町村が作成する**具体的な事業を位置づけた計画**。基本構想の作成を通じて施設管理者相互の連携・調整を行い、移動の連続性の観点から面的・一体的なバリアフリー化が可能となる。

○ 移動等円滑化に係る基本的な方針

- 基本構想の位置づけ、作成の背景、重点整備地区の特性、計画期間等を記載。

○ バリアフリーマップの作成等に関する事項

- 市町村の求めに応じて提供すべき情報の内容等を記載。

◎ 重点整備地区

● 重点整備地区の位置・区域

- 重点整備地区の位置、地区の範囲、地区の境界設定の考え方を記載。

● 生活関連施設・生活関連経路

- 生活関連施設（3以上）、生活関連経路を位置づけ。
- 生活関連施設、生活関連経路に関するバリアフリー化に関する事項を記載。

● 実施すべき特定事業に関する事項

【R2.6.19「教育啓発特定事業」追加】

- 事業内容 ・ 対象施設
- 事業者 ・ 整備内容
- 事業実施時期等を記載。

● 移動等円滑化のために必要な事項

- 重点整備地区におけるバリアフリー化に関する事項を記載。

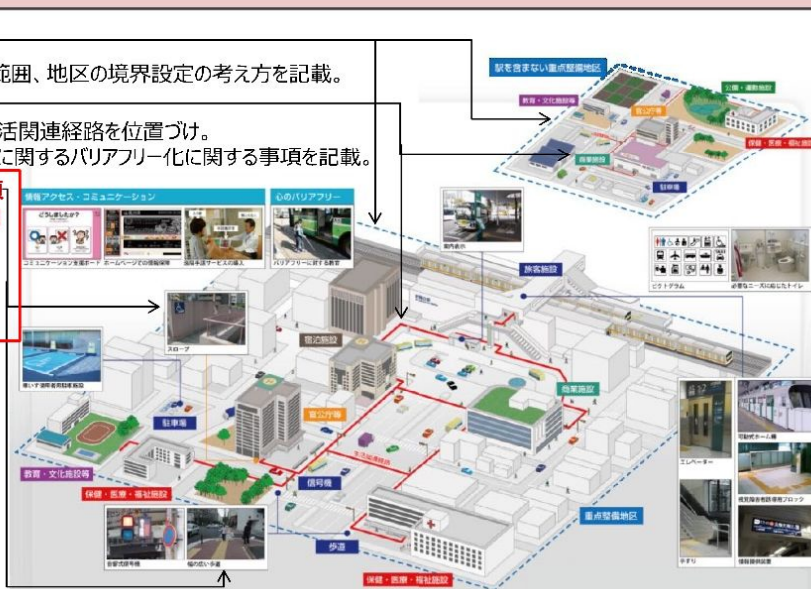
☆市街地開発事業との調整

☆駐輪施設の整備等の市街地改善

☆交通手段の充実

☆ソフト施策

等



3

(参考)基本構想に位置づけられる特定事業

公共交通特定事業 ノンステップバスの導入



ホームドアの設置等



道路特定事業 視覚障害者誘導用 ブロックの設置



車道との段差解消



路外駐車場特定事業 車椅子使用者用駐車区画 の整備等



都市公園特定事業 園路の段差解消 障害者対応型トイレの整備等



建築物特定事業 建築物内のエレベーター 設置等の段差解消



障害者対応型トイレの
整備



交通安全特定事業 音響式信号機 残り時間のわかる信号機



エスコートゾーンの設置



R2バリアフリー法改正により、従来のハード整備に関する事業に加え、新たにソフト事業を創設

教育啓発特定事業

(想定される事業)

- 小中学校におけるバリアフリーに関する教育（バリアフリー教室）
- 公共交通事業者における接遇の向上に向けた研修の実施
- 障害者用トイレ、鉄道・バスの優先席、鉄道駅等のエレベーターの適正利用に関する広報啓発の集中的な実施
- 高齢者、障害者等が公共交通機関等を利用する際に直面する困難や必要とする支援について理解するための講演会 等

【教育啓発特定事業のイメージ】



小学生による公共交通の
利用疑似体験



タクシー事業者における
ユニバーサルマナー研修

4

●高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律

法律の概要

※赤字：令和2年6月19日施行 青字：令和3年4月1日施行

1. 公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化

- 公共交通事業者等に対するソフト基準※遵守義務の創設（※ スロープ板の適切な操作、明るさの確保等）
- 公共交通機関の乗継円滑化のため、他の公共交通事業者等からのハード・ソフト（旅客支援、情報提供等）の移動等円滑化に関する協議への応諾義務を創設
- 障害者等へのサービス提供について国が認定する観光施設（宿泊施設・飲食店等）の情報提供を促進

2. 国民に向けた広報啓発の取組推進

(1) 優先席、車椅子使用者用駐車施設等の適正な利用の推進

- 国・地方公共団体・国民・施設設置管理者の責務等として、「車両の優先席、車椅子使用者用駐車施設等、障害者用トイレ等の適正な利用の推進」を追加
- 公共交通事業者等に作成が義務付けられたハード・ソフト取組計画の記載項目に「上記施設の適正な利用の推進」等を追加

(2) 市町村等による「心のバリアフリー」の推進（学校教育との連携等）（主務大臣に文科大臣を追加）

- 目的規定、国の基本方針、市町村が定める移動等円滑化促進方針（マスタープラン）に「心のバリアフリー」に関する事項を追加
- 市町村が定める基本構想に記載する事業メニューとして、心のバリアフリー関連事業である「教育啓発特定事業」を追加
- 教育啓発特定事業を含むハード・ソフト一体の基本構想について、作成経費を補助（※予算関連）

【教育啓発特定事業のイメージ】



高齢者疑似体験 車椅子サポート体験

3. バリアフリー基準適合義務の対象拡大

- 公立小中学校及びバス等の旅客の乗降のための道路施設（旅客特定車両停留施設）を追加

市町村等による「心のバリアフリー」の推進（学校教育との連携）

- 目的規定、国が定める基本方針、市町村が定める移動等円滑化促進方針（マスタープラン※）の記載事項に「心のバリアフリー」に関する事項を追加
※旅客施設を中心とした地区等において、面的・一体的なバリアフリー化の方針を市町村が示すもの（具体的な事業の位置づけは不要）
- 市町村が作成する基本構想に記載する事業メニューの一つとして心のバリアフリーに関する「教育啓発特定事業」を追加（市町村・施設設置管理者が事業主体）
- 「教育啓発特定事業」を含むハード・ソフト一体の基本構想について、作成経費を補助
- バリアフリーの促進に関する地方公共団体への国の助言・指導等に関する規定を創設

基本構想制度について

旅客施設など、高齢者、障害者等が利用する施設が集積する地区（重点整備地区）において、公共交通機関、建築物、道路等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進し、面的なバリアフリー化を実現するための「基本構想」を市町村が作成。

基本構想には、ハード整備に関する事業（公共交通特定事業、道路特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業及び交通安全特定事業）を位置づけることで、関係者に事業の実施が義務付けられる。

現在の特定事業（例）

公共交通特定事業

ノンステップバスの導入、ホームドアの設置等



道路特定事業

歩道への視覚障害者誘導用ブロックの設置、車道との段差解消、滑り止め舗装等



建築物特定事業

建築物内のエレベーター設置、障害者対応型便所の整備等



交通安全特定事業

音響式信号機、残り時間のわかる信号機、エスコートゾーンの設置等



教育啓発特定事業（例）

- ・学校におけるバリアフリー教室の開催
- ・障害当事者を講師とした住民向けバリアフリー講演会やセミナーの開催
- ・交通事業者等の従業員を対象とした接客研修の実施 等



高齢者疑似体験 車椅子サポート体験 当事者講師によるセミナー

4 バリアフリー基本構想の位置づけ

弥富市バリアフリー基本構想は、バリアフリー法及び移動等円滑化の促進に関する基本方針に基づくとともに、「第2次弥富市総合計画」をはじめ、「弥富市都市計画マスタープラン」などのまちづくりに関する計画や、「弥富市第8期介護保険事業計画・高齢者福祉計画」などの福祉に関連する計画などと整合を図っていきます。

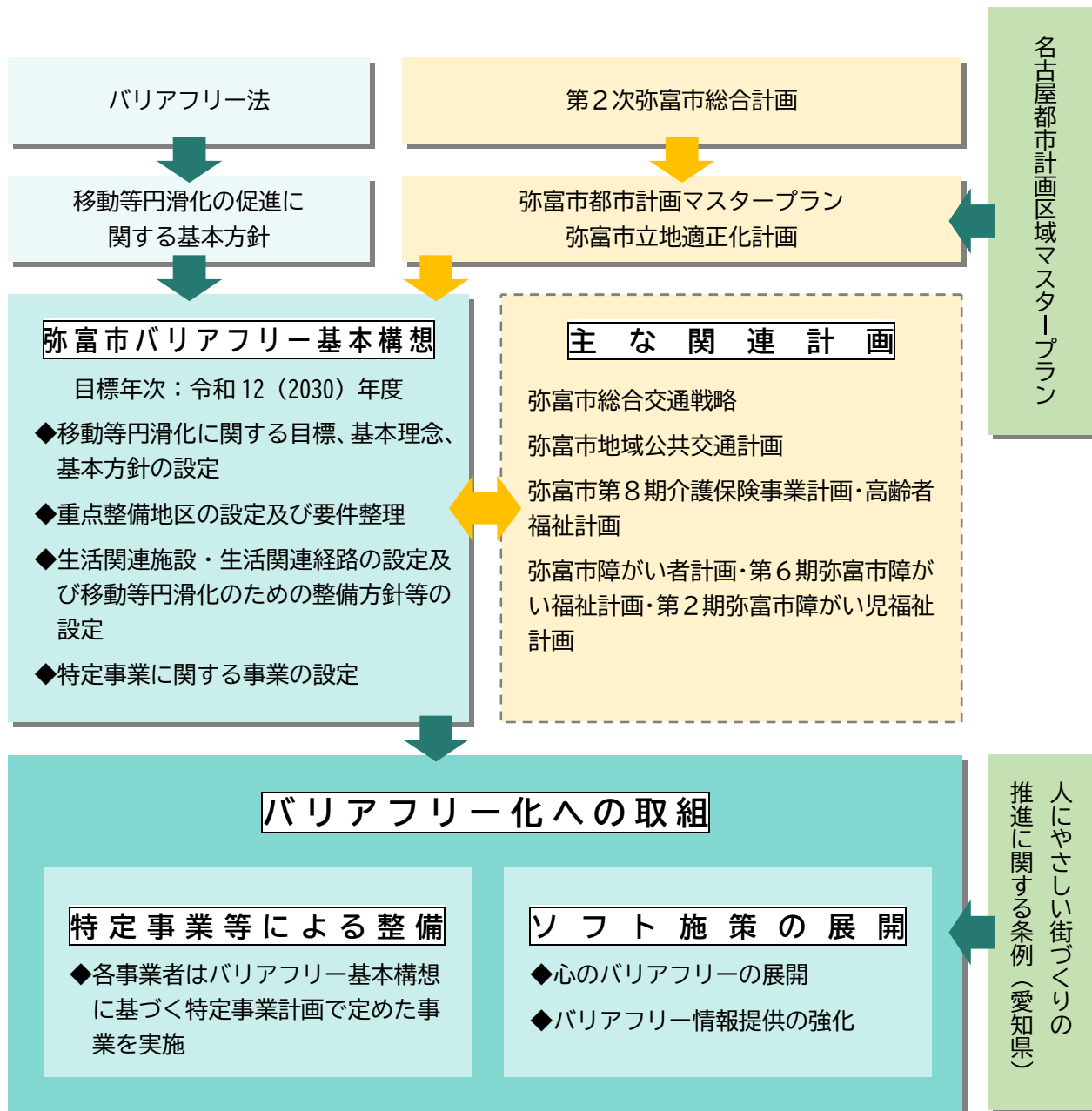


図 バリアフリー基本構想の位置づけ

5 バリアフリー基本構想の計画期間

上位計画である「弥富市総合計画」、「弥富市都市計画マスタープラン」及び関連計画である「弥富市障がい者計画」等の内容を踏まえて計画を策定する必要があると考え、弥富市バリアフリー基本構想の計画期間は、令和 12（2030）年度までとします。

表 計画期間

令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)	令和13年度 (2031年度) 以降
第2次弥富市総合計画 平成31（2019）年度～令和10（2028）年度								予定	次期弥富市総合計画	
弥富市都市計画マスタープラン 平成31（2019）年度～令和10（2028）年度								予定	次期弥富市都市計画マスタープラン	
弥富市障がい者計画 平成30（2018）年度～令和5（2023）年度			予定					次期弥富市障がい者計画		予定
第6期弥富市障がい福祉計画 令和3（2021）年度～令和5（2023）年度			予定		次期弥富市障がい福祉計画		予定		次期弥富市障がい福祉計画	
第2期弥富市障がい児福祉計画 令和3（2021）年度～令和5（2023）年度			予定		次期弥富市障がい児福祉計画		予定		次期弥富市障がい児福祉計画	
弥富市バリアフリー基本構想 令和4（2022）年度～令和12（2030）年度								次期弥富市バリアフリー基本構想		予定

6 バリアフリー基本構想に明示すべき事項

基本構想に明示すべき事項については、バリアフリー法（第 25 条等）において以下のとおり規定されています。

1. 重点整備地区における移動等円滑化に関する基本的な方針
2. 重点整備地区の位置及び区域
3. 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化に関する事項
4. 市町村が行う移動等円滑化に関する情報の収集、整理及び提供に関する事項
5. 実施すべき特定事業その他の事業に関する事項
6. ①5. と併せて実施する市街地開発事業において移動等円滑化のために考慮すべき事項
 - ②自転車等の駐車施設の整備等移動等円滑化に資する市街地の整備
 - ③その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項
7. 基本構想の評価に関する事項（スパイラルアップに向けた継続した取組）

※1、4、7については、任意記載事項

■重点整備地区の設定

重点整備地区の要件は、バリアフリー法に定められています。各自治体においては、その要件を満たす地区が複数存在することが想定されます。

このような場合には、すべてを重点整備地区に指定することが理想ですが、指標やデータ等に基づく分析により優先順位を定め、順に重点整備地区を設定していくことが現実的と考えられます。

■重点整備地区の要件

重点整備地区の要件は、バリアフリー法第 2 条第 21 号において次の①～③のように定められており、基本方針の四の 2 において、その指針となる考え方が次の④も含めて、以下のとおり示されています。

- ①生活関連施設があり、かつ、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区
- ②生活関連施設及び生活関連経路についてバリアフリー化事業が特に必要な地区
- ③バリアフリー化の事業を重点的・一体的に行うことが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区
- ④境界の設定等

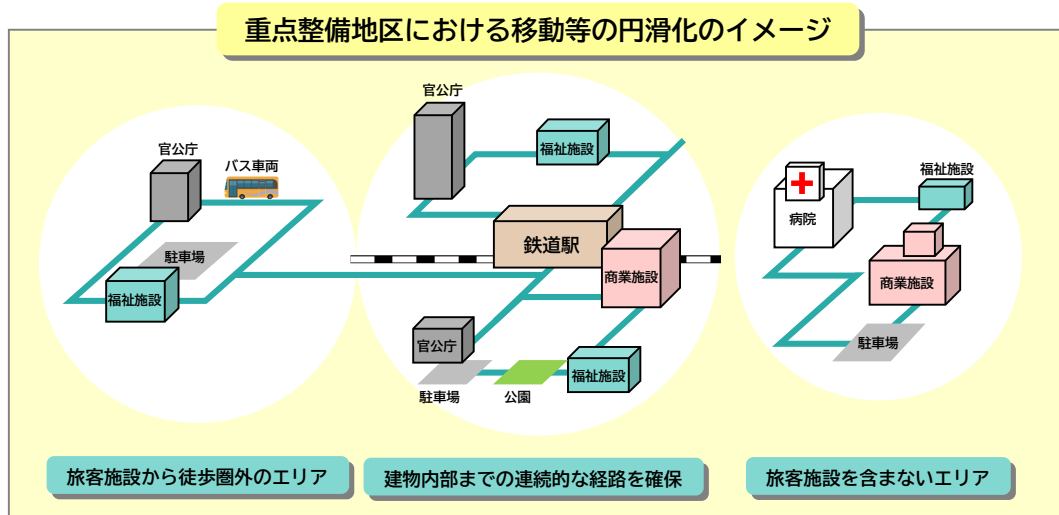


図 重点整備地区における移動等の円滑化のイメージ（ガイドラインを元に作成）

■生活関連施設の設定

生活関連施設には、相当数の高齢者や障がいのある方等が利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設等多様な施設を位置づけることを想定しています。

- 常に多数の人が利用する施設を選定する
- 高齢者、障害者等の利用が多い施設を選定する

■生活関連経路の設定

生活関連経路は、生活関連施設相互の経路であり、生活関連施設へのアクセス動線や地区の回遊性等に配慮する必要があります。

- より多くの人が利用する経路を選定する
- 生活関連施設相互のネットワークを確保する
- 隣接自治体との連続性を確保する

資料：国土交通省「移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン」